

第2条（著作権等の帰属）

本ソフトウェアに係る著作権その他の知的財産権（以下、「著作権等」といいます。）は、当社または当該著作権等の権利を有する第三者に帰属します。当社は、本ソフトウェアをお客様に提供し、本ソフトウェアの使用を許諾する権利を有していることを保証します。なお、本契約によって、お客様に対する本ソフトウェアに係る著作権等その他何らかの権利の譲渡等を意味するものではありません。